

令和元年度第4回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会議次第

日時 令和2年2月6日(木)
午後5時00分～
会場 宇都宮市役所14階
14A会議室

1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出

2 議 事

- (1) 報告事項
・報告第1号 国民健康保険税に係る制度改正について
- (2) 協議事項
・協議第1号 答申書(案)について
- (3) その他

3 その他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和元年8月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	天谷 美恵子	市議会議員
	金 沢 力	〃
	高橋 裕樹	宇都宮商工会議所青年部 監事
	山森 睦美	〃 女性部 理事
	篠崎 和一	市農業委員 会長職務代理者
	坂本 悦男	公募委員
	鈴木 信次	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	片山 辰郎	市医師会会長
	小林 健二	市医師会副会長
	増山 哲茂	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	長谷川 英一	市歯科医師会専務理事
	石崎 一郎	市薬剤師会会長
第3号委員 公益代表	今井 政範	市議会議員
	今井 恭男	〃
	◎塚田 典功	〃
	○大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	小野 篤司	宇都宮短期大学 准教授
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長
	野沢 良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
佐 藤 齊	保健福祉部次長
野 沢 努	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
石 井 三 士	保健福祉部保険年金課長補佐
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ係長
田 上 貴 子	保険年金課国保給付グループ係長
鷺 谷 勉	保険年金課国保税グループ係長
高 橋 智	保険年金課収納グループ係長
岩 崎 豊 弘	保険年金課滞納整理グループ係長
久 保 孝 弘	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
鈴 木 加 代	保険年金課国保税グループ総括
大 友 治	保険年金課収納グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
阿 部 龍 之	保健福祉部健康増進課長
石 川 直 樹	保健福祉部健康増進課長補佐
岡 川 秀 則	健康増進課企画グループ係長
齋 藤 雅 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜 希 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

報告第 1 号

国民健康保険税に係る制度改正について

1 令和 2 年度税制改正

国民健康保険税の課税の内容を含む「令和 2 年度税制改正大綱」が令和元年 12 月 20 日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令の改正・施行が見込まれる。

この税制改正に伴い、令和 2 年度以降の国民健康保険税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

2 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税の上限額となる課税限度額を年額 96 万円から 99 万円に引き上げる。

〔課税限度額〕

区 分	元年度	2 年度税制改正
医療保険分	61 万円	<u>63 万円</u> (+ 2 万円)
後期高齢者支援金分	19 万円	19 万円 (変更なし)
介護保険分 (40 歳～64 歳)	16 万円	<u>17 万円</u> (+ 1 万円)
計	96 万円	<u>99 万円</u> (+ 3 万円)

【本市の対応】

本市の課税限度額を引き上げるかどうか(96 万円⇒99 万円)について、令和 2 年度国民健康保険運営協議会において協議いただく予定。

地方税法及び同法施行令では、国民健康保険税の課税限度額の上限額を規定しており、各市町村は、その上限額を越えない範囲で課税限度額を条例に定め課税している。

※本市では、従来、国の課税限度額(上限額)が改正された年度の国保運営協議会に諮り、翌年度の課税分から適用してきた。

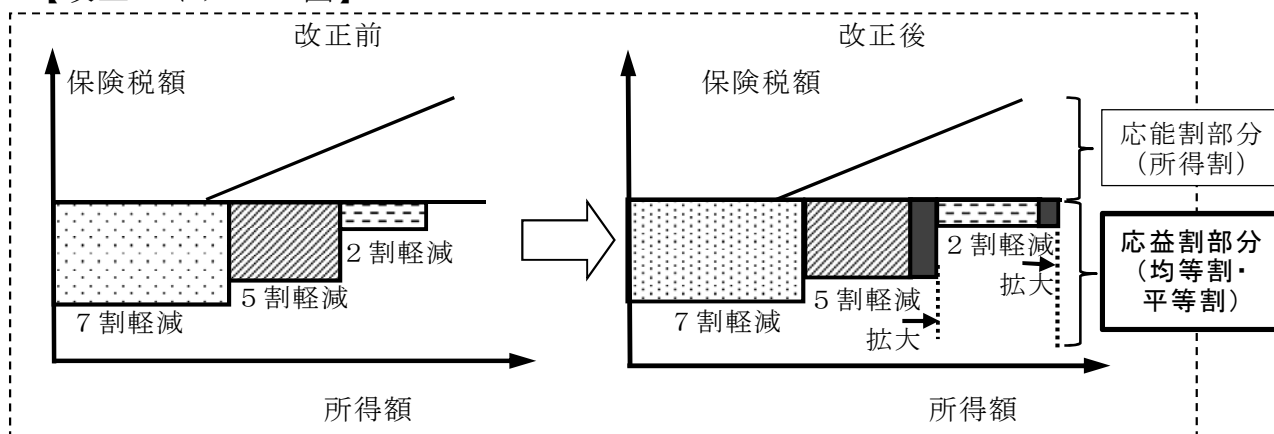
(2) 軽減判定基準の改定

応益割（均等割・平等割）に係る低所得者の軽減のうち、5割軽減・2割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

〔軽減判定基準〕

軽減区分	改正前（現行）	改正後
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円 + 2.8 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 28.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + 5.1 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 5.2 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

【改正のイメージ図】



【本市の対応】

地方税法施行令の改正後、令和2年3月末までに条例改正を行い、令和2年度の国民健康保険税課税分から適用する予定。

地方税法施行令の一部改正は、令和2年3月末日までに決定・公布される見込みであるため、令和2年度の国民健康保険税の賦課期日である4月1日以前の3月末日までに本市の条例改正を行う必要がある。

※軽減判定基準は、全国一律に同内容での措置が行われるものことから、本市としても法改正に沿った対応となる。

(案)

宮国保運協第 号

令和 2 年 2 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 塚田 典功

国民健康保険税の税率の見直し等について（答申）

令和元年 8 月 1 日付け宮保年第 1 3 2 6 号により諮問のありました標記の件につきまして、本協議会を開催し、関係資料等に基づき慎重に協議した結果、結論を得ましたので答申いたします。

答申に当たって

国民健康保険（以下「国保」という。）については、被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化などにより1人当たり医療費が増大する一方、他の医療保険と比べ低所得者が多く加入しているといった構造的な問題を抱えており、多くの市町村において厳しい財政運営を強いられている。

こうした中、国は、持続可能な国保制度を構築するため、平成30年度から財政支援を拡充するとともに、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するための中心的な役割を担うなどの制度改革を実施したところであるが、市町村においては国保税の税率の決定や賦課・徴収、保健事業等、従来同様住民に身近な業務を担うこととなった。

宇都宮市においては、国保事業の安定的な運営を図るため「宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」を策定し、医療費適正化の推進や保険税収納率の向上など、様々な施策・事業に取り組んでいるものの、今後も厳しい財政運営が見込まれる。

今般、本協議会は、「国民健康保険税の税率の見直し等」について市長から諮問を受け、これまで計4回の協議会を開催し、国保の財政健全化に向けた今後の取組、また、被保険者を取り巻く環境の変化等を勘案し、負担の在り方などについて慎重に議論を重ねてきたところであり、その意見を集約し、以下のとおり答申する。

1 財政健全化策について

国保財政の健全化に当たっては、保険者である宇都宮市自らが積極的に経営努力を行い、財政健全化策をこれまで以上に推進することが肝要である。

これまでも保険税収納率の向上や医療費の適正化などに取り組み一定の成果が見られたところであるが、より一層、財政健全化策に取り組むことが必要であることから、引き続き、「栃木県国民健康保険運営方針」や「宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」などに基づき、各種施策・事業に計画的かつ着実に取り組まれない。

特に、保険税収納率の向上については、口座振替の推進をはじめとした納期内納付の推進、電話・文書催告や臨戸訪問の実施、徹底した財産調査と滞納処分の実施等により、確実かつ早期に保険税収の確保に努めるとともに、医療費の適正化については、疾病の早期発見、発症予防に向けた特定健康診査未受診者対策の強化や糖尿病重症化予防対策事業を効果的に実施し、1人当たり医療費の縮減に努められたい。

また、こうした取組の成果は保険者努力支援制度による国・県からの交付金に反映され、財政健全化の一助となることから、より多くの交付金を確保できるよう、対象となる施策・事業に優先的かつ重点的に取り組まれない。

2 税率等の見直しについて

(1) 課税限度額について

地方税法施行令（以下、「政令」という。）に定める課税限度額については、平成31年4月に、医療保険分が58万円から61万円に改正されたところであり、国は今後も、課税限度額を段階的に引き上げる方針を示している。

課税限度額を超える高所得世帯については、中所得世帯に比べ所得に対する税負担の割合が低く抑えられていることから、税負担の公平性の観点や国の動向を踏まえると、令和2年度から課税限度額を政令どおりに改正することが適当である。

なお、令和2年度税制改正において、課税限度額の引上げが予定されていることから、政令が改正された場合は、令和3年度の課税限度額について本協議会において検討することが適当である。

(2) 税率の見直しについて

ア 見直しの対象期間について

国保事業の安定的な運営を確保する観点から、宇都宮市では2年ごとに税率の見直しの検討を行っており、本協議会においても、向こう2年間の収支見通しを基に税率見直しの検討を行ってきたところである。

収支の見通しに当たっては、制度改革に伴い導入された国保事業費納付金が税率を設定する上で重要な要素となり、その額が被保険者の負担などに影響を与えることから、納付金額の見通しについては十分な精度が求められるところであるものの、制度改革後間もないこともあり、現状では年度によって示される額に大きな差異がある。

したがって、今回の税率見直しについては、納付金額が既に示されている令和2年度分のみについて行い、現時点において一定の精度をもって見通すことが困難な令和3年度分については、来年度示される納付金額等に基づき、より確実な収支見通しの下で、本協議会において改めて検討することとする。

イ 負担の在り方と税率について

国保事業に必要な財源は基本的に保険税で確保するものであるが、制度改革や消費増税など、被保険者を取り巻く環境が変化する中、特に来年度においては、増税されたばかりの消費税が所得の低い被保険者へ与える影響等について十分配慮する必要がある。

また、納付金制度の導入などに伴う負担増については、保険者の責めに帰さない要因によるものであり、財政の安定化を図るために宇都宮市が実施している一般会計からの繰入の考え方に沿うものであることから、制度改革の影響が緩和されるまでの間、暫定的に繰入を拡充して対応することが適当である。

こうした一般会計からの繰入がなされることにより、令和2年度については、国保財政の収支均衡が図れる見込みであることから、税率については現行どおりとされたい。

宇都宮市国民健康保険運営協議会開催経過

- 1 第1回運営協議会（令和元年8月1日）
 - (1) 市長から「国民健康保険税の税率の見直し等について」の諮問
 - (2) 平成30年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
 - (3) 令和元年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
 - (4) 平成30年度国保アクションプランの主な取組実績と令和元年度国保アクションプランの主な取組について
 - (5) 令和元年度国民健康保険税の課税状況について

- 2 第2回運営協議会（令和元年9月26日）
 - (1) 国民健康保険の現状について
 - (2) 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

- 3 第3回運営協議会（令和元年12月26日）
 - (1) 国民健康保険税の税率の見直し等について

- 4 第4回運営協議会（令和2年2月6日）
 - (1) 国民健康保険税に係る制度改正について
 - (2) 答申書（案）について

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員

(会長及び職務代理者以外は五十音順)

会長	塚田	典功
職務代理者	大貫	隆久
委員	天谷	美恵子
委員	石崎	一郎
委員	今井	政範
委員	今井	恭男
委員	上野	元子
委員	小野	篤司
委員	小山田	静子
委員	片山	辰郎
委員	金沢	力
委員	金子	達
委員	小林	健二
委員	坂本	悦男
委員	篠崎	和一
委員	鈴木	信次
委員	高橋	裕樹
委員	野沢	良治
委員	長谷川	英一
委員	檜山	和子
委員	北條	茂男
委員	増山	哲茂
委員	宮崎	務
委員	山森	睦美